

山梨県公報

第千二百九十一号

平成十四年

五月三十日

木曜日

目次

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則	二八一
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	二八六
告示	
救急病院等からの申出の撤回	二八六
救急病院等の認定(七件)	二八七
道路の区域変更	二八八
土地改良事業施行の同意	二八九
公告	
落札等の決定について	二八九
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二八九
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	二八九
平成十四年度山梨県改良普及員資格試験の実施	二九〇
開発行為に関する工事の完了について	二九一
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	二九一
公安委員会	
遊技機の型式の検定	二九二

規則

山梨県規則第四十一号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則を次のように定める。
平成十四年五月三十日

山梨県知事 天野 建

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号。以下「法」という。)、解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号。次条及び第六条において「解体工事業登録省令」という。)

及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号。第六条において「分別解体等省令」という。)、の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事への通知)

第二条 解体工事業登録省令第一条の規定による知事への通知は、建設業許可取得通知書(第一号様式)に許可を受けたことを証する書類を添付して行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第三条 法第二十六条の規定により解体工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)(を閲覧する場所(以下「閲覧所」という。))は、山梨県土木部土木総務課内とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

3 閲覧所の定期休日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

4 前二項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他の事由により必要があると認めるときは、閲覧時間を短縮し、又は臨時に休日を設定することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

5 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある解体工事業者登録簿閲覧名簿に氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。

6 登録簿は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は閲覧所職員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出)

第四条 法第二十七条第一項の規定による届出は、第二号様式によるものとする。

(立入検査の身分証明書)

第五条 次の各号に掲げる証明書は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第三十七条第二項の証明書 身分証明書(第三号様式)
- 二 法第四十三条第二項の証明書 身分証明書(第四号様式)

(書類の提出部数)

第六条 法、解体工事業登録省令、分別解体等省令又はこの規則により知事に提出する書類の部数は、正本一部副本一部とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

商号、名称又は氏名

印

(法人にあっては、代表者の氏名)

登録番号 山梨県知事(解一)第 号

建設業許可取得通知書

次のとおり建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する許可を受けたので、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します。

1 許可番号 国土交通大臣 許可(一)第 号
知事

2 許可年月日 年 月 日

3 建設業の種類

注 建設業許可通知書の写しを添付すること。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

住所

氏名

印

解体工事業廃業等届出書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした解体 工事業者	登 録 番 号	山梨県知事（解一 ）第 号
	登 録 年 月 日	年 月 日
	商号、名称又は氏名	
廃業等をした日	年 月 日	
廃業等の理由	死亡・合併・破産・解散・廃業	
廃業等をした解体 工事業者との関係	相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人・役員	

備考 「廃業等の理由」の欄及び「廃業等をした解体工事業者との関係」の欄は、該当部分を○で囲むこと。

(表)

9 セ ン チ メ ー ト ル	第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第37 条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。 年 月 日 山梨県知事 印
←----- 9センチメートル ----->	

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜すい）

（報告及び検査）

第37条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要
があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はそ
の職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を
検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求
があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはな
らない。

（罰則）

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～三 （省略）

四 第37条第1項又は第42条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第37条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答
弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 （省略）

第4号様式（第5条第2号関係）

（表）

↑ ↓	第 号
身 分 証 明 書	
所 属 職 氏 名 生 年 月 日	
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日	
山梨県知事 印	
..... 9センチメートル	

（裏）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜すい）

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～五 （省略）

六 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

山梨県規則第四十二号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天野 建

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正す

る。

別表第二の四の表環境整備課の項に次の一号を加える。

四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関する事務	1 第十八条第二項の規定による申告及び適当な措置の要求	環境林務部長
	2 第十九条の規定による特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言及び勧告	環境林務部長
	3 第二十条の規定による特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更等の措置命令	
	4 第四十二条第二項の規定による特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関する報告の徴収	環境林務部長
	5 第四十三条第一項の規定による立入検査（特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。）	環境林務部長

別表第二の七の表土木総務課の項第九号中、「（平成十二年法律第百四号）」を削り、同表建築指導課の項に次の一号を加える。

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に	1 第十条第一項の規定による対象建設工事の届出	建設部長
------------------------------	-------------------------	------

関する事務

2 第十条第二項の規定による対象建設工事の変更の届出	建設部長
3 第十条第三項の規定による分別解体等の計画の変更等の措置命令	建設部長
4 第十一条の規定による対象建設工事の通知	建設部長
5 第十四条の規定による分別解体等の実施に関する助言及び勧告	建設部長
6 第十五条の規定による分別解体等の方法の変更等の措置命令	
7 第四十二条第一項の規定による特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関する報告の徴収	建設部長
8 第四十三条第一項の規定による立入検査（特定建設資材に係る分別解体等に係るものに限る。）	建設部長

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

山梨県告示第二百四十一号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。
平成十四年五月三十日

山梨県知事 天野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号

二 撤回年月日

平成十三年九月二十二日

山梨県告示第二百四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

平成十四年五月三十日

一 救急病院等の名称及び所在地

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
国立甲府病院	甲府市天神町十一番地三十五号
社会保険山梨病院	甲府市朝日三丁目八番三十一号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号
財団法人山梨整肢更生会中村外科病院	甲府市丸の内一丁目十二番三号
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
三枝病院	中巨摩郡竜王町竜王新町千四百四十番地
財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地
牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町達平三百二番地の二
石和町国民健康保険峡東病院	東八代郡石和町市部八百九番地の二
一宮温泉病院	東八代郡一宮町坪井千七百四十五番地
市川大門町立病院	西八代郡市川大門町四百二十八番地の二
中富町早川町国民健康保険病院一部	南巨摩郡中富町飯富千六百二十八番地

事務組合立飯富病院

財団法人身延山病院

葦崎市国民健康保険葦崎市立病院

葦崎相互病院

須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院

長坂町外二町一ヶ村病院組合立山梨甲陽病院

大月市立中央病院

上野原町立病院

今井整形外科医院

幸仁会須貝整形外科医院

足立外科胃腸科医院

医療法人社団箭本外科整形外科医院

太田整形外科医院

医療法人社団啓仁会赤岡整形外科医院

南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の百六十七

葦崎市本町三丁目五番三号

葦崎市本町一丁目十六番一号

北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地

北巨摩郡長坂町大八田三千九百五十四番地

大月市大月町花咲千二百二十五番地

北都留郡上野原町上野原三千九百九十五番地

甲府市上阿原町千五百一十一番地

甲府市国母一丁目五番十七号

甲府市中小河原一丁目九番十二号

甲府市北口三丁目一番一号

中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

中巨摩郡田富町西花輪三千五百九十一番地

二 認定期間

平成十四年二月一日から平成十七年一月三十一日まで

山梨県告示第二百四十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月三十日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号

二 認定期間

平成十三年九月二十三日から平成十六年九月二十二日まで

山梨県告示第二百四十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
塩山市民病院	塩山市西広門田四百三十三番地の一

二 認定期間

平成十三年九月二十九日から平成十六年九月二十八日まで

山梨県告示第二百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
勝沼町立勝沼病院	東山梨郡勝沼町勝沼九百五十番地

二 認定期間

平成十四年二月二十五日から平成十七年二月二十四日まで

山梨県告示第二百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 救急病院の名称及び所在地

一 救急病院の名称及び所在地

名 称

所 在 地

石和共立病院

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期間

平成十四年二月二十三日から平成十七年二月二十二日まで

山梨県告示第二百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期間

平成十四年三月二十五日から平成十七年三月二十四日まで

山梨県告示第二百四十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨医科大学医学部附属病院	中巨摩郡玉穂町下河東千百十番地

二 認定期間

平成十四年三月二十九日から平成十七年三月二十八日まで

山梨県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市下帯那町三〇七二番の九地先から 甲府市下帯那町三〇七二番の一九地先まで	一五・〇 三〇・四	二四・〇 三三・七		二六〇・〇

山梨県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年五月二十三日に土地改良事業（上高砂地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

公 告

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
地域公共ネットワークシステム保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日

平成十四年五月七日

落札者の氏名及び住所

日本システムウエア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

四 落札金額

三千八百四十二万二千六百五十円

五 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

六 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十四年三月二十八日

七 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により田富町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年六月三十日まで縦覧に供する。

平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 おかじま田富食品館

2 所在地 中巨摩郡田富町西花輪字古宮四千四百二十四番地八

二 届出の内容及び公告日

1 内容 開店時刻及び閉店時刻の変更

2 公告日 平成十三年十二月十三日

三 意見の概要

1 騒音問題に対応するための対応策について

2 廃棄物等の運搬や処理について

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年九月三十日まで縦覧に供する。

平成十四年五月三十日

山梨県公報 第千二百九十一号 平成十四年五月三十日

二八九

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住	所
株式会社オキノ 野寛二	代表取締役 荻	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社くろがねや 久田宗弘	代表取締役	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

山梨県知事 天 野 建

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オキノ双葉店・くろがねや双葉店
 - (二) 所在地 北巨摩郡双葉町竜地字古氏神三千二百八十五番地
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オキノ 荻野寛二	甲府市丸の内一丁目十六番四号
	株式会社くろがねや 久田宗弘	甲府市中小河原一丁目十三番十八号
	株式会社サートイーナイン 代表取締役 米山長寿	中巨摩郡甲西町東南湖七百八十八番地一
	株式会社山洋エーゼンシー 代表取締役 河合宏光	岐阜県大垣市外淵二番地三十八
	土屋律子	甲府市羽黒町千六百二十四番地八
	株式会社サンワークサービス 代表取締役 山寺一雄	斐崎市本町二丁目九番二十九号
	株式会社ティーン 三枝和彦	東八代郡石和町四日市場千六百五十七番地二

3 変更の年月日

平成十四年四月十五日

三 届出年月日

平成十四年四月十五日

平成十四年度山梨県改良普及員資格試験の実施
山梨県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年山梨県条例第四十二号）第二条の規定により、次のとおり山梨県改良普及員資格試験を実施する。
平成十四年五月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十四年八月十九日（月）及び同月二十日（火）
- 2 場所 甲府市飯田二丁目二番四号 シティプラザ紫玉苑

二 受験願書の受付期間及び受付場所

- 1 受付期間 平成十四年六月十日（月）から同月二十一日（金）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送による場合は、六月二十一日までの消印のあるものは有効とする。
- 2 受付場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農業技術課（電話〇五五二二三一 一六一七）

三 受験手続

- 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込証明書又は検定合格証明書
 - (四) 山梨県改良普及員資格試験条例第三条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は山梨県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第六号）第二条第三号に該当する者は、その職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類
 - (五) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさの無台紙のものであって、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
- 2 受験票の交付
- 3 受験票は、受験願書等を審査し、受験資格があると認められた者に対して交付する。
- 4 受験手数料
 - 1 三千円（受験願書に三千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
 - 2 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。
平成十四年五月三十日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一二六九の一及び二二六九の二
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地 医療法人 武川会

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小篠
土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年五月三十日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤本 匡支	大月市猿橋町小篠八五三番地	平成十四年三月三十一日
同	小鷹 敬一	七三三番地	同
同	小俣 好弘	八六八番地	同
同	和田 利一	八六九番地	同
同	原 重雄	八八七番地	同
同	佐々木 博	四三番地	同
監事	市川 貞治	五一四番地	同
同	和田 紘	九一〇番地	同
同	守屋 清	五三七番地	同
同	中村 正則	八九九番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	同	同	同

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤本 匡支	大月市猿橋町小篠八五三番地	平成十四年四月一日
同	和田 紘	九一〇番地	同
同	松木 政信	五五八番地	同
同	榎島 利広	九〇八番地	同
同	原田 隆一	八七八番地	同
同	石井 秀広	二八六番地	同
監事	小鷹 淳男	八五七番地	同
同	小俣彦一郎	五六九番地	同
同	小俣 義夫	七三三番地	同
同	原 賢一	八七二番地	同

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍草
土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年五月三十日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	天野 隆光	南都留郡忍野村忍草一一〇五番地	平成十四年三月三十一日
同	天野 保吉	二四〇番地	同
同	大森 一行	二九〇一番地	同
同	渡辺 一臣	三四番地	同
同	渡辺 俊訓	二五三番地	同
同	大森 君忠	二〇四番地	同
同	天野 栄一	一〇八七番地	同
同	渡辺 吉武	七六七番地	同

愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	規則第六条第一号イ(別表第二) 勤役物	1 ヤパン遊		
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番一三三号	ぱちんこ遊技機規則第六条第一号イ(別表第二) 勤役物	U I C R S R A A O I M H	株式会社サンセイアールデイ	二〇〇一七三
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機規則第六条第一号ロ(別表第三) 勤役物	C R ・ K ホー キ	株式会社平和	二二〇一八四